

# 長崎県立大学全学教育履修規程

〔平成28年4月1日〕  
規程第1号

改正 平成29年6月6日規程第12号  
改正 平成30年3月6日規程第18号

## （趣旨）

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（以下「学則」という。）第30条第3項の規定に基づき、経営学部、地域創造学部、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部の全学教育の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

## （全学教育）

第2条 全学教育は、大学教育における基本的教養を会得させ、併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とし、4年の教育課程の一環として、全学の協力の下に実施するものとする。

## （授業科目の区分）

第3条 全学教育で開設する授業科目の区分は、「教養セミナー」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「健康科学」、「情報科学」、「長崎を学ぶ」、「しまに学ぶ」、「キャリア形成」、「外国語」及び「留学生科目」とする。

## （最低修得単位数）

第4条 全学教育科目の最低修得単位数は、別表第1に定めるところによる。

## （授業科目）

第5条 授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

一部改正 [平成29年規程第12号、平成30年規程第18号]

## （外国語の履修）

第6条 学生は、外国語科目の履修にあたっては、英語又は中国語のいずれかを必修科目として履修しなければならない。ただし、経営学部国際経営学科、情報システム学部情報システム学科、情報システム学部情報セキュリティ学科、看護栄養学部看護学科及び看護栄養学部栄養健康学科は、英語を必修とする。

2 前項の規定は、外国人留学生には適用しない。

## （外国人留学生に関する授業科目）

第7条 前条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関する授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

## （委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、全学教育の履修方法等に関し必要な事項は、長崎県立大学経営学部、地域創造学部、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部の履修規程に定めるところによる。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月6日規程第12号）  
この規程は、平成29年6月6日から施行する。

附 則（平成30年3月6日規程第18号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。





区分	科目名	経営学部						地域創造学部						国際社会学部						情報システム学部						看護栄養学部					
		経営学科			国際経営学科			公共政策学科			実践経済学科			国際社会学科			情報システム学科			情報セキュリティ学科			看護学科			栄養健康学科					
		配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考	配当年次	単位数	備考			
外国語 その他	フランス語 I A	1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1				
	フランス語 I B	1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1				
	スペイン語 I A	1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1				
	スペイン語 I B	1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1				
	ドイツ語 I A	1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1				
	ドイツ語 I B	1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1		1・2・3	1				
全学 教育 科目 留 学 生 科 目	日本語 I A	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1				
	日本語 I B	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1				
	日本語 II A	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1				
	日本語 II B	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1				
	日本語 III A	1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1				
	日本語 III B	1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1				
	日本語 IV A	1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1				
	日本語 IV B	1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1		1・2	1				
	日本語 V A	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1			
	日本語 V B	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1			
	日本語 VI A	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1			
	日本語 VI B	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1	1・2		1			
	日本語 VII A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	日本語 VII B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	日本事情 I A	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2			
	日本事情 I B	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2	1・2		2			
	日本事情 II A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	日本事情 II B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

(注1) 経営学部(国際経営学科を除く)、地域創造学部及び国際社会学部の学生は、外国語科目のうち英語又は中国語のいずれかを必修科目として選択しなければならない。ただし、外国人留学生には適用しない。

(注2) 必修科目として選択した外国語科目を8単位以上修得しなければならない。ただし、国際経営学科と国際社会学科を除く。

(注3) 英語又は中国語のうち、必修科目として選択した科目以外の外国語についても、単位を修得することができる。この場合において、「必修」及び「選択必修」とあるのは「選択」と読み替えて適用する。

(注4) 外国人留学生は、外国語科目として開講される外国語の中に母語があるときは、当該母語である外国語を履修することができない。

(注5) 外国人留学生は、留学生科目を必修科目とし、8単位以上修得しなければならない。ただし、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部の外国人留学生は、「日本事情 I A」及び「日本事情 I B」又は「日本事情 II A」及び「日本事情 II B」を含めて修得しなければならない。

(注6) 外国人留学生が母語以外の外国語科目を履修する場合において、「必修」及び「選択必修」とあるのは「選択」と読み替えて適用する。

(注7) 次のいずれかに該当する者は、事前に申請することにより、「海外語学研修(英語)」又は「海外語学研修(中国語)」の単位を修得したものとみなすことができる。ただし、当該科目に履修要件が課される場合には、当該履修要件を渡航前に満たしていることを条件とする。

(1) 本学と国際交流協定を締結した英語圏又は中国語圏の外国の大学で、交換留学生として6ヶ月以上修学した者

(2) 本学が認定校留学と認めた英語圏又は中国語圏への留学において、6ヶ月以上修学した者

(注8) この表に掲げるもののほか、学則第37条第1項及び第3項の規定に基づき修得した単位について、6単位を上限に全学教育科目の単位として認定することができる。